

事務連絡
令和6年8月14日

各都道府県
各指定都市
各中核市

]- 動物愛護管理主管課（室）御中

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室

「防災基本計画」の修正について

動物愛護管理行政の推進につきましては、平素からご尽力をいただき感謝申し上げます。令和6年能登半島地震の震災対応における教訓を踏まえて、令和6年6月28日に「防災基本計画」が修正されました。今回の修正において、動物愛護管理の観点からは、特に市町村が行う努力義務として、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握を行うこと等が追加されました。また平常時からの指定避難所における家庭動物の受入方法等の周知徹底なども追加されております。

地震をはじめ、豪雨や台風による災害は今後も発生するものであり、自治体の動物愛護管理部局においては、家庭動物の同行避難について適切な対応が求められます。都道府県、及び市町村等の関係者におかれましては、災害対策基本法第40条において、「都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない」、また、第42条において、「市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。」とされていることから、今回の防災基本計画修正を踏まえて適切に対応願います。

本事務連絡は、各自治体の動物愛護管理部局宛に送付いたしますが、これまでの災害対応の経験を踏まえると、防災部局、福祉部局、公衆衛生部局等との連携・協力及び指定避難所等の設置・運営の主体である市町村の準備と対応が特に重要であるため、これらの部局・機関にも連携・協力いただければ幸いです。

記

防災基本計画 動物愛護管理関連部分抜粋（令和6年6月28日修正版）

（太字下線部分➡今回の追記・修正箇所）

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

1 防災思想の普及、徹底 (※この項目は修正なし)

○国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。

- ・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- ・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- ・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ・様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- ・災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- ・広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

2 防災知識の普及、訓練

（3）防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

○防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

7 避難の受入れ及び情報提供活動関係

(3) 指定避難所等

○市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

○市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

3 指定避難所等

(2) 指定避難所等の運営管理等

市町村は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

4 応急仮設住宅等

(3) 応急仮設住宅の運営管理

(※この項目は修正なし)

○市町村（都道府県）は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを

防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第7節 物資の調達、供給活動

○被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるとともに、以下に掲げる方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動

1 保健衛生

○市町村（都道府県）は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

第12編 原子力災害対策編

第1章 災害予防

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(7) 防災関係機関相互の連携体制 (※この項目は修正なし)

○地方公共団体は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退避時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図るものとする。また、国〔内閣府等〕は、地方公共団体が民間事業者と締結する協定等で定めておくべき内

容について、マニュアル等においてあらかじめ明示するとともに、地方公共団体と民間事業者との協定締結に向けた支援を行うものとする。

(参考)

内閣府防災基本計画（修正後）

https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_basicplan.pdf

防災基本計画修正 新旧対照表

https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_newold.pdf